(目的)

第1条 この要綱は、春日部市議会の議長(以下「議長」という。)等が春日部市議会(以下「市議会」という。)を代表して対外的に行う交際に要する経費(以下「議長交際費」という。)の支出の基準(以下「支出基準」という。)を明らかにするとともに、春日部市情報公開条例(平成17年条例第16号)第25条の規定に基づき、議長交際費に関する情報を市民に積極的に提供することにより、市民の市政への理解と信頼を高めることを目的とする。

(議長交際費)

- 第2条 議長交際費は、次に掲げる経費とする。
 - (1) 議長又はその代理者が市議会を代表し外部の個人又は団体と交際するに当たり要する 経費
 - (2) 市議会の副議長又は市議会の常任委員会の委員長が議長又はその代理者とともにそれ ぞれの役職をもって出席する会議等(議長又はその代理者に対する議長交際費が支出される会議等に限る。)に要する経費

(支出基準等)

- 第3条 議長交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限度の額を市の予算から支出することができる。
- 2 議長交際費の支出基準は、別表のとおりとする。ただし、前条第2号の経費にあっては、 その支出内容を行事関係(各種団体等が主催する行事)に限る。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長交際費の支出に際し疑義が生じる場合にあっては、議長 において別途検討する。

(議長交際費の不支出)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、議長交際費は営利目的、政治的活動、宗教的活動、売名 行為等に係る行事のときは支出しない。ただし、文化財の保護振興に係るときは、この限 りでない。
- 2 議長交際費の支出相手方から辞退があった場合には、支出しない。 (公表の原則)
- 第5条 議長交際費の支出基準及び支出実績は、弔慰及び見舞い関係の支出相手方個人名を 除き、すべて公表する。

(公表する内容)

- 第6条 議長交際費の支出実績は、次に掲げる事項について公表する。
 - (1) 支出年月日
 - (2) 支出内容
 - (3) 支出金額

(公表の時期等)

- 第7条 議長交際費の公表は、月ごとに集計し行うものとする。
- 2 前項の公表は、当該月分を翌月10日までに行うものとする。

(公表の方法)

第8条 議長交際費の公表は、その内容を春日部市議会公式ホームページに掲載するととも に、春日部市役所市政情報室及び庄和総合支所市政情報室において縦覧に供することによ り行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
 - (春日部市議会議長の交際費の支出の基準及びその公表に関する要綱の廃止)
- 2 春日部市議会議長の交際費の支出の基準及びその公表に関する要綱(平成25年3月 29日制定)は、廃止する。

別表 (第3条関係)

支出内容	支出条件			支出額等
行事関係	会費の額が明記されているとき			その会費の額
(各種団体	会費の額が明記されていない、宿泊を伴わな			原則5,000円(実
等が主催す	い行事			費が当該額を超えると
る行事)				きは10,000円を
				限度とし、実費が当該
		額を下回るときはその		
		実費)		
	会費の額が明記されていない、宿泊を伴う行			原則20,000円
	事			(実費が当該額を下回
				るときはその実費)
慶弔関係	春日部市の市長(旧春	現職	本人	香典10,000円
(弔慰)	日部市の市長及び旧庄			及び生花

1	ı	
和町の町長を含む。)		配偶者及び
及び市議会議員(旧春		父母
日部市の市議会議員及	元職	本人
び旧庄和町の町議会議		
員を含む。)並びに春		
日部市を選挙区とする		
県議会議員及び国会議		
員		
春日部市の副市長(旧	現職	本人
春日部市の助役及び旧		
庄和町の助役を含		
む。)、教育長(旧春		配偶者
日部市の教育長及び旧		
庄和町の教育長を含		
む。)、病院事業管理	一元職	本人
者、病院長(旧春日部		
市の病院長を含む。)		
及び水道事業管理者		
(旧春日部市の水道事		
業管理者を含む。)		
旧春日部市の収入役及	元職	本人
び旧庄和町の収入役		
埼玉県内の市町村長	現職	本人
埼玉県内の市町村議会	現職	本人
議長		
春日部市の農業委員会	現職	本人
委員、監査委員、固定		
資産評価審査委員会委		
員、公平委員会委員、	二胎	
教育委員会委員及び選	元職	
挙管理委員会委員		
自治会連合会を組織す	現職	本人

	る自治会等の会長その	
	他市と一体となって市	
	民福祉の向上に寄与し	
	ている職にあるもの	
見舞い関係	入院(おおむね1週間以上)、災害、事故等	10,000円
	に対する見舞いで、対象者は弔慰対象者の現	
	職本人に限る。ただし、春日部市議会議員は	
	除く。	
渉外関係	国内外の友好都市等からの表敬来訪の際の記	相当額
	念品代	
	市議会または市議会の委員会が行う調査とし	1団体おおむね
	て、他の自治体等を訪問する際の記念品代	3,000円及び送料
	新聞等掲載料(市のイメージアップに係る新	10,000円以内
	聞、書籍掲載料に限る。)	
激励	市内から全国大会等に出場する個人、団体等	10,000円以内
	の激励に要する経費	
協賛金関係	団体事業協賛金、大会賛助金等	10,000円以内